

令和7年第4回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月10日（木） 午後4時00分～

2. 開催場所 宇土市役所1階 会議室1

3. 出席委員 12名

中村英子 安田鷹嗣 那須千代 小森公明
上村博文 境 良一 芥川高一 芥川清二
鎌賀和夫 太田桂子 加悦雅浩 宮本久美子

4. 欠席委員 0名

5. 議事録署名者指名 境 良一 議長
議事録署名委員 小森委員 芥川高委員

6. 議 事

- (1) 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- (2) 議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- (3) 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- (4) 議案第15号 農用地利用集積計画の同意について
- (5) 議案第16号 令和7年度農業雇労賃の協定（案）について
- (6) 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

事務局 只今から令和7年第4回農業委員会総会を開催いたします。本日は、全委員ご出席ですので本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 本年4回目の総会開催お忙し中ご出席頂きましてありがとうございます。午後三時からイチジク、パパイヤについて協議を行い18日に定植することとなりました。ご協力よろしくお願い致します。今年の異動で、

谷川次長に替わり米澤次長が着任されました。総会后、歓送迎会を開催します。あわせてよろしくお願い致します。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、小森委員さんと芥川高委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いします、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番については、小作契約の解約手続き中のため、来月以降に審議予定です。議案書からは削除をお願いします。

境議長 事務局の説明のとおり1番については削除をお願いします。次に、申請番号2番について、確認委員の宮本委員より説明をお願いします。

宮本委員 なにも問題無いと思われます。ご審議よろしくお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明します。地図は4ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は徒歩5分で、農業年数は55年、農機具を所有し、主たる作物はみかんになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので2番について承認します。次に、申請番号3番について、確認委員の加悦委員より説明をお願いします。
加悦委員	特に問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
境議長	確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号3番について説明します。地図は5ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は約10m、農業年数は30年、農機具を所有し、主たる作物は水稻、ミカン、柿になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。
境議長	事務局からの説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので3番について承認します。次に、申請番号4番について、確認委員の加悦委員より説明をお願いします。
加悦委員	何も問題ありません。ご審議よろしくをお願いします。
境会長	確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号4番について説明します。地図は6ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で5分で、農業年数は22年、農機具を所有し、主たる作物は米、イチゴ、ミカンになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。
境議長	事務局からの説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので4番について承認します。以上、議案第12号について3件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題とします。それでは申請番号1番について、確認委員の宮本委員より説明をお願い致します。
宮本委員	実家の隣接地に建てられるものです。
境議長	確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明があればよろしくお願ひします。
事務局	申請番号1番について説明します。地図は8ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、東京都に居住する個人です。地元に戻る予定で、新たに住宅を建築する計画を立てたところ、自己所有地であり高齢の母の住む実家の近くである申請地を利用したいと考え、今回の転用申請となります。昭和50年頃から埋め立てをしており、農地法の許可が必要とは知らなかったとのことで、始末書添付の案件です申請地は、公共投資のされていない、10ha未満の生産性の低い第2種農地です。以上です。
境議長	事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので1番について承認します。以上、議案第13号について、1件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。それでは申請番号1番について、確認委員の中村委員より説明をお願い致します。
中村委員	記載事項のとおりでした。特に問題ないものと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

境議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明があればよろしく
お願いします。

事務局 申請番号 1 番について説明します。地図は 12 ページ及びスクリーンを
ご覧ください。申請人は、熊本市中央区で不動産業等を営む法人です。
申請地は周辺の宅地化が進んでおり、近くに主要な幹線道路も通ってい
るため交通の便がよく、住宅地としての需要が高いと考え、今回の転用
申請となりました。申請地は、都市計画用途地域内のため第 3 種農地で
す。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 1 番について委員さんのご意見
はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 1 番について承認します。次に申請番号 2
番について、確認委員の那須委員より説明をお願い致します。

那須委員 特に問題無いとおもわれます。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明があればよろしく
お願いします。

事務局 申請番号 2 番について説明します。地図は 13 ページ及びスクリーンを
ご覧ください。申請人は、熊本市南区で建設業等を営む法人です。宇城・
八代方面での現場が増え、新たに資材置場とする土地を探していたところ、
申請地は国道に近接しており、十分な広さを確保できることから、
資材置場として利便性がよいと考え、今回の転用申請となりました。申
請地は、公共投資のされていない、10ha 未満の生産性の低い第 2 種農
地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 2 番について委員さんのご意見
はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので2番について承認します。次に申請番号3番について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 申請番号3番について説明します。地図は14ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、新開町の宗教法人ですが、神殿を建築しており、境内地拡張を計画したところ、申請地が、境内地に隣接しており参拝客の駐車場として利用したいと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地に該当すると思われますが、不許可の例外である既存敷地の拡張に当たるため許可は可能と思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので3番について承認します。次に申請番号4番についても事務局より説明をお願い致します。

事務局 申請番号4番について説明します。地図は15ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、野鶴町で自動制御装置等の製造販売業を営む法人です。業績の伸びに伴い、従業員や商談のための来客が増加しており、現在の駐車場が手狭になっていることから、隣接する申請地を駐車場及び大型車両の回転スペースとして転用したいと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地に該当すると思われますが、不許可の例外である既存敷地の拡張に当たるため許可は可能と思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので4番について承認します。次に申請番号5番について、確認委員の加悦委員より説明をお願い致します。

加悦委員 何も問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

境議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明があればよろしくお願いします。

事務局 申請番号 5 番について説明します。地図は 16 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、上綱田町に居住する個人です。30 年以上前に申請者の父親が、経営する商店の商品を保管するため、申請地に倉庫を建築しています。農地法の許可が必要とは知らなかったとのことで、始末書添付の案件です。なお、申請地は、10ha 以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地に該当すると思われますが、集落に接続して設置されるものの不許可の例外にあたり許可は可能です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 5 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 5 番について承認します。次に、申請番号 6 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 6 番については、書類不備のため、来月以降に審議予定です。議案書からは削除をお願いします。

境議長 事務局の説明のとおり 6 番については削除をお願いします。以上、議案第 14 号について、5 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第 15 号「農用地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の 20 ページをご覧ください。
これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。
借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載

のとおりです。

20 ページ 27 番から 21 ページ 31 番につきましては、農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した利用権の新規設定となります。

次に 22 ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田が 13,884 m²、畑が 26,858 m²、合計が 40,742 m²となっています。

次に 23 ページをご覧ください。地区ごとに表示しております。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。

第 4 回総会時点での令和 7 年の累計は、基盤法による利用権の新規設定が 3,560 m²、再設定が 44,472 m²、農業公社による利用権の新規設定が 65,928 m²、再設定が 20,918 m²、公社売買による所有権移転が 1,222 m²です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第 15 号について承認します。次に、議案第 16 号「令和 7 年度農業雇労賃の協定（案）について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 雇労賃については例年 4 月総会で、宇城管内の平均額、県平均と差異がないよう設定していましたが、今年度宇城市が 5 月総会で金額を決定することと、現時点で宇城管内の平均額を出すことができていないため、今年度は宇土市でも 5 月の総会で諮ることとします。次回総会で決定するまでは、令和 6 年度 4 月総会で決定した金額とします。ですのでよろしくお願いいたします。

境議長 事務局の説明のとおり次回の総会の議事とします。次に、報告第 5 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告いたします。26 ページをご覧ください。
解約件数は 2 件、総合計は 3 筆で 7,245 m²です。
解約農地、地目、面積、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第5号について承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 ありがとうございました。閉会の言葉を鎌賀委員にお願いします。

鎌賀委員 ご審議ありがとうございました。これをもちまして令和7年第4回の総会を閉会します。

議 長 境 良一

議事録署名人 小森 公明

議事録署名人 芥川 高一